

A様式1

認定申請書

(大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書)

名古屋大学総長 殿

記入日

2023年 3月 22日

私は、名古屋大学における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請に

- ◆ 対象: 2023年度に本学へ編・転入した者
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続について、独立行政法人日本学生支援機構を通じ、名古屋大学が日本学生支援機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び日本学生支援機構が名古屋大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報を送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。(*を附した項目については、該当者のみ記入すること。)

申 請 者	フリガナ	ツルマ ジロウ	入学年月	2023年 4月 入学	・編入学	・転入学
	氏名	鶴舞 次郎	生年月日	(西暦) 2003年 2月 6日生 (20歳)		
	現住所	〒 464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町1-2-4 中村マンション123号室				
	2023年度の学年を記入	3765-4321	東海国立大学機構 メールアドレス	tsuruma.jiro.●●@s.mail.nagoya-u.ac.jp		
	学科等	○○学部△△学科	空欄で差し支えありません。	112098765		
	学年 (新学期時)	3年	過去に本制度の支援を 受けた学校名、期間(*)	(学校名)	(期間／月数)	[24 ヶ月間] 2021年 4月～2023年 3月
				○○高等専門学校		
			過去に他大学等で本制度の入学金減免を受けたことがありますか。	ある		
				・ ない		

日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付けてください。)

※予約採用の採用候補者

予約採用 「他大学等」とは他の大学、高専等を含みます。高等学校は含みません。

前学校で奨学生採用者 (新編・転入生のみ) 編・転入元学校からの継続支援を希望し、添付するとともに、

在学採用の申込 考直近の日本学生支援機構給付奨学金の

家計急変の 編入前の学校にて給付奨学生だった場合、本学にてその資格を継続することができる可能性があります。別途手続きが必要ですでの申し出てください。

名古屋大学の授業料免除申請書類

※ 2019年度以前入学者

申請 料免除申請書、所得等に関する証明書等)を添付して

申請中 (後期のみ選択可能) 既に「前後期同時申請済み」で、内容に変更はありません。

変更申請 (後期のみ選択可能) 既に「前後期同時申請済み」だが、家計状況等に変更が生じたため、名古屋大学の授業料免除の変更申請を行います。変更に伴う名古屋大学授業料免除書類一式を添付しています。

申請しない 大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定を受けることができなかった場合、授業料免除にはなりません。

★ 申請書の作成にあたっての注意事項 ★

イ 名古屋大学における2023年度編入(2020年度以降入学)の授業料等減免と給付奨学金により行うこととしており、このため、あみを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免のため、記入不要です。

なお、給付奨学金と授業料等減免の条件は同一のため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった(給付奨学生として採用されなかった)場合は、同じ期間、修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援についても受けすることはできません。

2019年度以前入学者で、日本学生支援機構の給付型奨学金の申請資格がない者は、申請資格がないことの証明書類及び名古屋大学授業料免除申請書類の別紙6を提出の上、名古屋大学の授業料免除を申請可能です。

ロ 給付奨学金に未申請の場合は、直近の給付奨学金の在学採用申請期間内に申請を行ってください。

ハ 「日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の登録番号を記入するとともに、採用候補者決定通知の原本を添付してください。

ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。

ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その入学した年月を記入してください。

ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。